

医療創生大学いわきキャンパス
奨会インターンパッケージ奨学金
2026年度入学生用

※この書類は貸与された奨学金が返還等されるまで大切に保管して下さい。

目次

1. 医療創生大学いわきキャンパス葵会インターンパッケージ奨学金規程

様式第1号 奨学金貸与申請書

様式第2号 奨学金貸与審査結果通知書

様式第3号 奨学金貸与誓約書

様式第4号 奨学金契約書

様式第5号 奨学金貸与に関する変更届出書

様式第6号 奨学金貸与辞退願

様式第7号 奨学金返還猶予申請書

様式第8号 奨学金返還免除申請書

医療創生大学いわきキャンパス

葵会インターンパッケージ奨学金規程

(目的)

第1条 本規程は、学校法人医療創生大学（以下「本法人」という。）及び医療法人社団葵会及び関連医療法人（以下「グループ法人等」という。）が、本法人等の理念及び活動方針を充分に理解し、看護師・保健師・理学療法士・作業療法士の就業を希望する有能な医療人を育成するための基本的な事項を定める。

(名称)

第2条 本制度の名称は「医療創生大学いわきキャンパス葵会インターンパッケージ奨学金」とし、奨学金の貸与を受ける者を奨学生とする。

(奨学生の資格)

第3条 本制度の主旨を認め、看護学科、作業療法学科、理学療法学科に在学し、看護師・保健師・理学療法士・作業療法士の国家資格（以下、「当該免許」という。）取得を目指し、国家資格取得後、グループ法人等の運営する病院・施設等に在職又は勤務する意思のある者を奨学生とする。奨学生は、グループ法人等の運営する病院・施設等以外の主体に勤務する意思を条件とする奨学金の貸与を受けていない者に限る。

(奨学生及び奨学生等の義務)

第4条 奨学生は、次の義務を負うものとする。

- (1) 本法人等の理念及び活動方針を理解するとともに国家資格取得を目標に勉学に励まなければならない。
- (2) 常に本人及び連帯保証人等の居住及び連絡先（住所・電話番号・メールアドレス等）を明らかにし、変更があった場合は速やかに奨学金貸与に関する変更届出書（様式第5号）を教務学生課に提出しなければならない。
- (3) 留年、休学、停学及び復学等する際には、速やかのその旨を教務学生課に報告し、奨学金貸与に関する変更届出書を提出しなければならない。

(申請の手続き)

第5条 本規程により奨学金を希望する者（以下「本人」という。）は、次の関係文書を一括して教務学生課に提出の上、採用面接を受けるものとする。

- ① 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- ② 申請者の住民票及び印鑑証明書
- ③ その他本法人等が必要と認めたもの

(審査と承認)

第6条 本法人は前条に規定する書類と採用面接により審査を行う。審査結果は事務局長により稟議され、理事長により承認又は不承認を決定される。審査結果の通知は教務学生課より文書ですみやかに本人に通知する。

(契約)

第7条 奨学金貸与が承認された場合、本法人と本人との間で奨学金契約書（様式第4号）を締結する。

2 本人は、奨学金貸与契約の際に、次の関係文書を一括して教務学生課に提出する。

- ① 奨学金契約書（様式第4号）
- ② 奨学金貸与誓約書（様式第3号）

(貸与期間、貸与金額と方法)

第8条 奨学金の貸与期間、貸与金額と方法および利息は次のとおりとする。

(1) 貸与期間

奨学金貸与を申請した月から卒業する月までとし、正規の修業年限を上限とする（最大4年間）。なお、在学中は、各学年の各学期において定められた額を1度に限り貸与するものとする。

(2) 貸与金額

奨学金の年額上限は、学科および学年に応じて以下のとおりとする。

ア. 看護学科

- ・1年次：年額41万円
- ・2年次以降：年額69万円

イ. 作業療法学科

- ・1年次：年額41万円
- ・2年次以降：年額89万円

ウ. 理学療法学科

- ・1年次：年額41万円
- ・2年次以降：年額89万円

(3) 貸与方法

ア. 1年次においては、後期学納金のうち、学費（授業料および施設設備費）に係る貸与相当額を差し引いた残額を納入することにより、貸与したものとみなす。

イ. 2年次以降においては、前期および後期の各学納金のうち、学費に係る貸与相当額を差し引いた残額を納入することにより、貸与したものとみなす。

(4) 利息

奨学金には利息を付さない（無利子とする）。

(連帯保証人)

第9条 本人は、連帯保証人を2名用意しなければならない。

2 前項の連帯保証人のうち1名は、本人の親族でなければならない。もう1名は、独立した生計を営み、かつ奨学金の返還義務を履行するに足る資力有する者とする。ただし、本法人が連帯保証人としての

条件を満たさない者であっても適當と認めた場合、または連帶保証人を要しないと認めた場合には、事務局長が稟議のうえ、理事長が承認または不承認を決定するものとする。

- 3 連帶保証人は、本人と連帶して奨学金返還の債務を負担するものとする。
- 4 本人が連帶保証人を変更しようとする場合は、連帶保証人変更承認申請書を教務学生課に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 本人が死亡した場合、連帶保証人は、その旨を記載した文書およびこれを証明する書類を添えて、直ちに教務学生課に届け出なければならない。

(奨学生の辞退)

第 10 条 本人の都合により奨学金の貸与を辞退する場合、本人は奨学金貸与辞退願（様式第 6 号）を教務学生課に提出しなければならない。

(返還の猶予)

第 11 条 本法人は、奨学生等が奨学金返還猶予申請書（様式第 7 号）を教務学生課に提出し、理事長の承認を得た場合に限り、次の各号に定める期間について返還を猶予することができる。

- (1) 卒業後、当該免許を取得したうえで、グループ法人等が運営する病院・施設等に勤務する期間（最長 3 年間）
- (2) 卒業後、当該免許を取得できなかった場合、返還猶予の期間は 1 年を限度とする。ただし、引き続き当該免許を取得する意思があり、かつグループ法人等が運営する病院・施設等に入職する意思がある者に限り返還猶予を認めるものとする。これらの意思がない場合、または本人の意思に関わらず当該免許の取得が不可能と認められる場合は、返還猶予の期間を認めない。
- (3) 修業年限を上限とし、在籍している期間
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない事由があって、事務局長を起案者とする稟議に基づき、理事長の承認を得た期間

(グループ法人の勤務地)

第 12 条 奨学生の勤務地はグループ法人等の指示に従う。

(返還の免除)

第 13 条 奨学生は、教務学生課に奨学金返還免除申請書（様式第 8 号）を提出し、かつその申請が認められた場合、貸与額の返還を免除することができる。

- 2 グループ法人等の運営する病院・施設等に 3 年間勤務した場合、貸与額の返還を免除することができる。また、貸与期間が 2 年間未満の奨学生については、グループ法人等の運営する病院・施設等に、貸与期間に 1 年間を加えた年数勤務した場合、貸与額の返還を免除することができる。
- 3 前 2 項により免除された貸与金について、課税庁の判断により課税対象となった場合は、その課税額については本人負担とする。
- 4 疾病、災害、育児休暇その他グループ法人等の運営する病院・施設等が規定する諸事情により勤務できなかつた期間は、従事必要期間に算入しない。
- 5 やむを得ない理由により、奨学生が就職先のグループ法人等の運営する病院・施設等から同グループ法人等の運営する病院・施設等に異動または転属する場合、異動・転属先の事務長と就職先の事務長が合

意のうえ、異動・転属先の事務長を起案者として社団事務局に稟議し、グループ法人等の理事長に承認された場合に限り、異動・転属先での勤務年数を返還の免除に必要な従事必要期間に算入することができる。この場合、奨学生は速やかに教務学生課に報告しなければならない。

(奨学金貸与の終了および貸与の休止)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸与を打ち切るものとする。なお、奨学生はすでに貸与された奨学金を本規程で定めた方法により適切に返還しなければならない。

- (1) 退学又は除籍となった場合
 - (2) 本規程による奨学金の貸与を辞退した場合
 - (3) 奨学生が死亡した場合（連帯保証人が通知すること）
 - (4) 奨学生が本規程に違反した場合
 - (5) 奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと本法人が認めた場合
 - (6) 奨学金の継続の基準を満たさなかった場合
 - (7) グループ法人等の運営する病院・施設等に就職しなかった場合
 - (8) グループ法人等の運営する病院・施設等に就職後、従事必要期間の就労をせずに退職した場合
 - (9) 本規程の主旨に反すると本法人が認めた場合
- 2 奨学生が本学に在籍している場合において、留年もしくは休学したときは、当該年度において奨学金の貸与を休止する。翌年度において奨学生が進級もしくは復学し、前項の各号に該当しないと認められる場合、奨学金の貸与を再開するものとする。

(奨学金の継続の基準)

第15条 各年次の成績が奨学生の所属する学科の4分の3以上、かつ、当該免許取得とグループ法人等の就職への強い意志を有し、それを学部長および学科長が認めた場合、奨学金の継続を認めることとする。

(返還方法及び延滞利息)

第16条 返還方法については以下のとおりとする。

- 1 グループ法人等の運営する病院・施設等に就職しなかった場合
 - (1) 奨学生等が奨学金の貸与を受けたにもかかわらず、グループ法人等に就職しなかった場合、奨学金の貸与額は所定の年限内に返還しなければならない。
 - (2) 所定の年限とは、返還総額を年額60万円で分割して返還するために必要な期間とする。
 - (3) 返還額は、以下の各号のとおりとする。なお、奨学金は一括で返還することもできる。
 - ① 看護学科：貸与総額248万円（別表参照）
 - ② 作業療法学科：貸与総額308万円（別表参照）
 - ③ 理学療法学科：貸与総額308万円（別表参照）
 - (4) 返還は卒業年度の翌年度から開始され、毎年度の返還期限は当該年度の3月15日とする。
- 2 グループ法人等の運営する病院・施設等に就職後、従事必要期間の就労をせずに退職した場合
勤務した実績額を差し引いた残りの貸与額（以下「返還額」という）を、所定の年限内に返還しなければならない。
 - (1) 勤務した実績額は、以下のとおりとする。ただし、勤務が1カ月に満たない場合は勤務した実績

額には含めないこととする。

①看護学科：貸与総額 248 万円について、勤務 1 カ月につき 6.9 万円を返還実績額とし、ただし第 1 カ月目のみ 6.5 万円とする。

$$(6.5 \text{ 万円} \times 1 \text{ カ月} + 6.9 \text{ 万円} \times 35 \text{ カ月} = 248 \text{ 万円})$$

②作業療法学科：貸与総額 308 万円について、勤務 1 カ月につき 8.5 万円を返還実績額とし、ただし第 1・2 カ月目のみ各 9.5 万円とする。

$$(9.5 \text{ 万円} \times 2 \text{ カ月} + 8.5 \text{ 万円} \times 34 \text{ カ月} = 308 \text{ 万円})$$

③理学療法学科：作業療法学科と同じ。

(2) 返還額は、以下の式により算出する。

①看護学科：248 万円 - 勤務した実績額

②作業療法学科：308 万円 - 勤務した実績額

③理学療法学科：308 万円 - 勤務した実績額

(3) 返還は退職した年度から開始し、当該年度の返還額は当該年度の 3 月 15 日を期限として支払うものとする。

(4) 所定の年限とは、返還額を年額 60 万円で分割返還するために必要な期間をいう。返還は、年 1 回 60 万円を一括で支払うものとし、返還残額が 60 万円未満となった場合は、その残額を最終年度に一括で支払う。なお、返還額が 60 万円未満の場合には、初回支払い時に全額を一括返還する。

(5) 貸与総額の全額が返還された時点をもって完済とする。

3 中途退学又は除籍した場合

(1) 奨学生が奨学生の貸与を受けた後、修業年限の途中で退学又は除籍した場合、奨学生は貸与総額を所定の年限内で返還しなければならない。

(2) 所定の年限とは、返還総額を年額 60 万円で分割して返還するために必要な期間をいう。返還は退学又は除籍した年度の翌年度から開始され、返還期限は当該年度の 3 月 15 日とする。

(3) 返還額は所定の年限において、毎年 60 万円を年 1 回一括支払いとし、返還残額が 60 万円未満となった場合は、その残額を最終年度に一括支払うものとする。ただし、返還総額が 60 万円未満の場合、1 回目で全額を支払うものとし、貸与総額の全額が返還された時点をもって完済とする。

4 在学途中で本奨学生制度を取り止めた場合

(1) 奨学生が奨学生の貸与を受けた後、在学途中で本奨学生制度を取り止めた場合、奨学生は貸与総額を所定の年限内で返還しなければならない。

(2) 所定の年限とは、返還総額を年額 60 万円で分割して返還するために必要な期間をいう。返還は、本奨学生制度を取り止めた年度の翌年度から開始され、返還期限は当該年度の 3 月 15 日とする。

(3) 返還額は所定の年限において、毎年 60 万円を年 1 回一括支払いとする。返還残額が 60 万円未満となった場合は、その残額を最終年度に一括で支払うものとする。ただし、返還総額が 60 万円未満の場合、1 回目で全額を支払うものとする。貸与総額の全額が返還された時点をもって完済とする。

5 返還を延納した場合

(1) 約束された返還期日を経過した場合、本法人は奨学生に対して、滞納した返還元金に対して年 5% の割合で計算された延滞利息を徴収するものとする。

(2) 返還期日までに返還を 2 回以上履行しなかった場合、奨学生は本法人に対して、催告されなくて

も、直ちに期限の利益を喪失し、残額を一括で返還しなければならない。

(特例事項)

第17条 前条までの規定にかかわらず、奨学生の死亡等やむを得ない事情に関しては、本法人が審査を行い、その結果、認められた場合には、奨学金の一部または全部について返還を免除することができる。

2 第1項に基づき奨学金を振り替える場合、奨学生または連帯保証人は、奨学金返還免除申請書（様式第8号）を教務学生課に提出しなければならない

3 事務局長は、前項に規定する申請書を受理した後、審査を行い、その結果を速やかに教務学生課を通じて奨学生または連帯保証人に通知する。

4 本規程に規定されていない事案が発生した場合、当事者間で協議を行った上で、本法人が審査を実施し、最終的な判断は理事長が行うものとする。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、教務学生課が行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長の意見を聴いて、理事長が定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、学長の意見を聴いて、理事長が行う。

(附則)

この規程は令和7年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は令和8年4月1日より施行する。

(別表) 奨学金貸与シミュレーション

看護学科

		前期納入額	貸与額	後期納入額	貸与額	納入額 計	貸与額 計
1 年次	授業料	400,000	0	220,000	180,000	620,000	180,000
	施設設備費	230,000	0	0	230,000	230,000	230,000
	計	630,000	0	220,000	410,000	850,000	410,000
2 年次	授業料	600,000	0	80,000	520,000	680,000	520,000
	施設設備費	170,000	0	0	170,000	170,000	170,000
	計	770,000	0	80,000	690,000	850,000	690,000
3 年次	授業料	600,000	0	80,000	520,000	680,000	520,000
	施設設備費	170,000	0	0	170,000	170,000	170,000
	計	770,000	0	80,000	690,000	850,000	690,000
4 年次	授業料	600,000	0	80,000	520,000	680,000	520,000
	施設設備費	170,000	0	0	170,000	170,000	170,000
	計	770,000	0	80,000	690,000	850,000	690,000
合計		2,940,000	0	460,000	2,480,000	3,400,000	2,480,000

作業療法学科・理学療法学科

		前期納入額	貸与額	後期納入額	貸与額	納入額 計	貸与額 計
1 年次	授業料	400,000	0	220,000	180,000	620,000	180,000
	施設設備費	230,000	0	0	230,000	230,000	230,000
	計	630,000	0	220,000	410,000	850,000	410,000
2 年次	授業料	700,000	0	0	700,000	700,000	700,000
	施設設備費	150,000	20,000	0	170,000	150,000	190,000
	計	850,000	20,000	0	870,000	850,000	890,000
3 年次	授業料	700,000	0	0	700,000	700,000	700,000
	施設設備費	150,000	20,000	0	170,000	150,000	190,000
	計	850,000	20,000	0	870,000	850,000	890,000
4 年次	授業料	700,000	0	0	700,000	700,000	700,000
	施設設備費	150,000	20,000	0	170,000	150,000	190,000
	計	850,000	20,000	0	870,000	850,000	890,000
合計		3,180,000	60,000	220,000	3,020,000	3,400,000	3,080,000

様式第1号

奨学金貸与申請書

_____年_____月_____日

学校法人医療創生大学

理事長 新谷 幸義 殿

私は、医療創生大学いわきキャンパス葵会インターンパッケージ奨学金規程に基づき、奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて下記の通り申請します。国家資格取得後は、グループ法人等の運営する病院・施設等の常勤職員として勤務することを希望します。なお、勤務地はグループ法人等の指示に従います。また、医療創生大学いわきキャンパス葵会インターンパッケージ奨学金規程に基づき、返還が生じる場合は、定められた額を期日までに返還致します。

申請者氏名 _____ 印 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 満 _____ 歳

学籍番号 _____ 学科 _____
(郵便番号 _____ — _____)

申請者住所 _____

(本人 携帯)
(保護者等氏名) 続柄
(保護者等連絡先)

1. 修学期間 (自) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (入学年度)
(至) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定卒業年度)

2. 添付書類

- 申請者の住民票
- 申請者の印鑑証明書

奨学生貸与審査結果通知書

様

学校法人医療創生大学
理事長 新谷 幸義

年 月 日に申請のありました奨学生貸与の審査結果について、下記の通り通知します。

記

1. 貸与選考結果 : 奨学生として採用 (学籍番号 :)

奨学生として不採用

2. 貸与期間 : (自) 年 月 日
(至) 年 月 日

3. 貸与額 : 総額 円

奨学生貸与にあたっては、「医療創生大学いわきキャンパス葵会インターナンパッケージ奨学生規程」に則り、速やかに連絡及び手続きを行うこと。

様式第3号

奨学金貸与誓約書

年 月 日

学校法人医療創生大学
理事長 新谷 幸義 殿

貸与番号

氏名

印

生年月日

私は、この度、奨学金の貸与を受けることについて、「医療創生大学いわきキャンパス葵会インターンパッケージ奨学金規程」に従うことを誓約いたします。

私は、上記の者が奨学金の貸与を受けたことについて、本法人等及びグループ法人等の運営する病院・施設等に損害を及ぼした場合は連帯してその責任を負うことを誓約いたします。

(連帯保証人1)	(連帯保証人2)
氏名 :	印
生年月日 :	年 月 日
住所 :	
電話番号 :	
続柄 :	

・連帯保証人の身分証明書の写しを添付して下さい。



様式第4号【借主控え】

奨学金契約書

学校法人医療創生大学 理事長 新谷幸義を甲、借主を乙として、「医療創生大学いわきキャンパス葵会インターナンパッケージ奨学金」（以下、規程とよぶ）に従い次のとおり奨学金契約を締結した。

第1条 甲は、乙の奨学金として、以下の金額を契約期間に貸与する。なお、学費にかかる貸与相当額を差し引いた金額を学納金として納入することで貸与したとみなす。

貸与期間 年 月より 年 月

貸与額 : 総額 円

第2条 規程の主旨に鑑み、乙は、勉学に励み、資格取得後、グループ法人等の運営する病院・施設等に勤務することが、双方当事者としての責務である。

第3条 乙が規程第14条に該当する場合、貸与した奨学金を規程第16条に則り返還しなければならない。

第4条 本契約書に記載無き事項は規程による。本契約又は規程に関わる疑義が生じた場合は、甲の関連法人の決済をうけ、甲・乙双方が誠意を持って協議する。

第5条 連帯保証人は、乙の本件責務につき乙と連帯して履行の責に任ずる。

第6条 この契約の成立を証するために本証書2通を作り、各自署名捺印して、うち1通を所持する。また、印紙は各自の負担とする。

年 月 日

甲 住所 千葉県柏市小青田一丁目三番地十二

学校法人医療創生大学

理事長 新谷 幸義

印

乙 住所

借主 印

(連帯保証人) 住所

連帯保証人氏名 印

(連帯保証人) 住所

連帯保証人氏名 印



様式第4号【本学控え】

奨学金契約書

学校法人医療創生大学 理事長 新谷幸義を甲、借主を乙として、「医療創生大学いわきキャンパス葵会インターナンパッケージ奨学金」（以下、規程とよぶ）に従い次のとおり奨学金貸借契約を締結した。

第1条 甲は、乙の奨学金として、以下の金額を契約期間に貸与する。なお、学費にかかる貸与相当額を差し引いた金額を学納金として納入することで貸与したとみなす。

貸与期間 年 月より 年 月
貸与額 : 総額 円

第2条 規程の主旨に鑑み、乙は、勉学に励み、資格取得後、グループ法人等の運営する病院・施設等に勤務することが、双方当事者としての責務である。

第3条 乙が規程第14条に該当する場合、貸与した奨学金を規程第16条に則り返還しなければならない。

第4条 本契約書に記載無き事項は規程による。本契約又は規程に関わる疑義が生じた場合は、甲の関連法人の決済をうけ、甲・乙双方が誠意を持って協議する。

第5条 連帯保証人は、乙の本件責務につき乙と連帯して履行の責に任ずる。

第6条 この契約の成立を証するために本証書2通を作り、各自署名捺印して、うち1通を所持する。
また、印紙は各自の負担とする。

年 月 日

甲 住所 千葉県柏市小青田一丁目三番地十二

学校法人医療創生大学

理事長 新谷 幸義

印

乙 住所

借主 印

(連帯保証人) 住所

連帯保証人氏名 印

(連帯保証人) 住所

連帯保証人氏名 印

奨学金貸与に関する変更届出書

学校法人医療創生大学
理事長 新谷 幸義 殿

私は、「医療創生大学いわきキャンパス葵会インターンパッケージ奨学金規程」
を了承の上、書類を添えて次の通り申請いたします。

氏名	
貸与番号	

申請日	年 月 日
-----	-------------------

以下必要箇所に○をつけること

届出内容	進級・卒業・資格免許取得・その他（ ）
------	------------------------

※必要に応じ添付：学業成績証明書・卒業見込み証明書・資格免許証等

変更内容 等	口座名変更・氏名変更・連帯保証人変更・住所変更 休学・退学・停学・復学・留年・留学・休職・国家試験不合格 その他（ ）
	具体的変更点等
	理由

※必要に応じ添付：住民票・奨学金貸与契約書・奨学金貸与辞退願等

奨学金貸与辞退願

学校法人医療創生大学

理事長 新谷 幸義 殿

この度、以下の事由により奨学金貸与を辞退したいので、ご了承下さるようお願いいたします。

辞退理由

なお、すでに貸与を受けていた奨学金（　　円）は、「医療創生大学いわきキャンパス
葵会インターンパッケージ奨学金規程」に定められた期限までに返還いたします。

申請日 年 月 日

(本人)

氏名 印

住所

電話番号

(連帯保証人1)

氏名 印

住所

電話番号

(連帯保証人2)

氏名 印

住所

電話番号

奨学金返還猶予申請書

医療創生大学

理事長 新谷 幸義 殿

私は、「医療創生大学いわきキャンパス葵会インターナンパッケージ奨学金規程」に則り、次の通り返還猶予を申請いたします。

氏名	
貸与番号	

申請日	年 月 日
-----	-------------------

以下必要箇所に□をつけること

届出内容	<input type="checkbox"/> 大学等に在籍しているため <input type="checkbox"/> 卒業後、当該免許取得者として葵会グループ法人等で勤続するため <input type="checkbox"/> 当該免許を取得出来ていないが、免許取得の意思があり、葵会グループ法人等への入職の意思があるため <input type="checkbox"/> 災害、疾病その他やむをえない事由があるため
------	--

※必要に応じ添付：在学証明書・罹災証明書・診断書等

理由等	
-----	--

※届出内容に応じ、免許取得への意思、入職への意思、災害・疾病などの状況を詳しく記載

獎學金返還免除申請書

学校法人医療創生大学
理事長 新谷 幸義 殿

私は、「医療創生大学いわきキャンパス葵会インターンパッケージ奨学金規程」に則り、次の通り奨学金返還の免除を申請いたします。

氏名	
貸与番号	

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

以下必要箇所に☑をつけること

理由	<input type="checkbox"/> 規定された年数、該当病院で勤続したため			
	病院	年	月	日 入職
	病院	年	月	日 勤続中・退職
<input type="checkbox"/> その他の理由				

※休職期間、転属などある場合は下記記述欄に詳しく記載すること。

※その他の理由で申請する場合は下記記述欄に詳しく記載すること。

記述欄	
-----	--

※申請内容に応じ証明書等を添付すること。